



最近の税制に まつわるお話

✧ はじめに

みなさま、GW はいかがお過ごしになりましたか。5月の1日2日にお休みを取られた方は9連休の長期休暇をお楽しみになられたことと思います。一般的に会計事務所は、GWの時期は年間最大の繁忙期となります。日本の法人は3月を決算月としているところが多いですので、その申告処理が2か月後の5月になる上にGWのために実働日数が少ない月になりますので、なかなか大変です。

さて今回の事務所通信では、最近の税制にまつわる話題をお伝え致します。もうすぐ個人住民税の特別徴収税額決定通知書が各市区町村から送られてきますが、今年はそれにマイナンバーが記載されてきます。普通郵便で送られてくるとは思いますが、大切な情報ですので、しっかりと管理をする必要があります。

✧ ワンポイント解説

- I. 個人住民税の特別徴収税額決定通知書にマイナンバーが記載される
- II. ふるさと納税の返礼品は寄附額の3割まで
- III. 都税支払サイトが再開

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

ワンポイント解説

I. 個人住民税の特別徴収税額決定通知書にマイナンバーが記載される

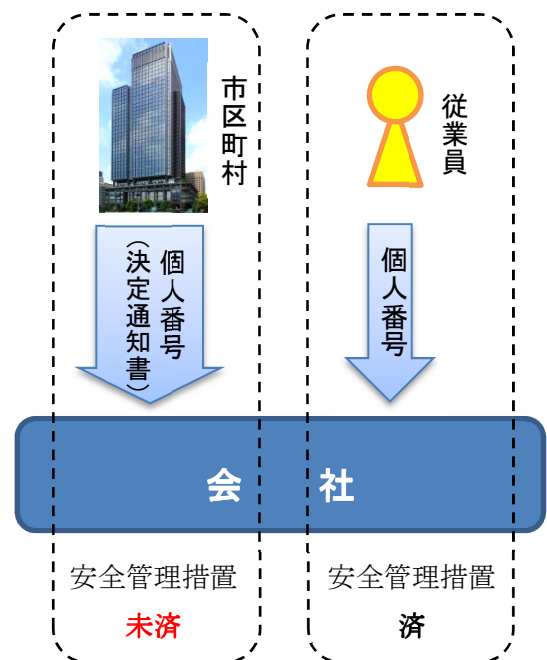
毎年5月31日までに、従業員がお住いの市区町村から「個人住民税の特別徴収税額決定通知書」が送られてきます。この通知書には、会社用（特別徴収義務者用）と従業員用（納税義務者用）の2種類がありますが、このうち会社用には、今年送られてくる平成29年度分のものからマイナンバーが記載されることとなります。

▶ 利用目的については本人への通知又は公表が必要

決定通知書は、「納税義務者用」及び「特別徴収義務者用」の2種類があり、平成29年度分以降の「特別徴収義務者用」については、個人番号利用事務実施者である市区町村から、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者へ個人番号が提供される予定。そのため、**特別徴収義務者は、個人番号の取扱いについて漏えい防止等の安全管理措置を講じる必要があります**。例えば、メールなどの電子的な方法で個人番号を授受することとして、紙媒体での番号の保持をしないことで安全管理措置としていた場合には、別途個人番号が記載されている紙媒体である特別徴収義務者用の決定通知書の、安全管理措置が必要になるわけです。

一方、会社等を経由して従業員に配布する「納税義務者用」については、従来どおり個人番号の記載はなく、そのまま配布することになります。

個人情報保護法や番号法により、個人番号を含む特定個人情報の取扱いに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつ、本人に通知又は公表しなければなら



ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報を取り扱うことはできないことを原則としています。

▶ 取得経路ごとに特定した場合は別途通知・公表

今回発出された総務省通知では、個人番号が記載された決定通知書（特別徴収義務者用）について、個人番号関係事務実施者が利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」のように個人番号関係事務の利用目的の範囲内にある事務を特定し、本人に通知又は公表している場合には、決定通知書（特別徴収義務者用）により利用目的の範囲内の事務で利用することができる旨が示されています。

なお、個人番号関係事務実施者が利用目的について

「本人から取得した特定個人情報(源泉徴収票作成事務)などのように特定個人情報の取得経路ごとに特定する方法により、本人に通知又は公表している場合がありますが、この場合には別途、決定通知書(特別徴収義務者用)から取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要がある旨が示されました。

Ⅱ. ふるさと納税の返礼品は

寄附額の3割までに

自治体が競って豪華な返礼品をそろえたことで、住民サービスに十分なお金が回りにくくなっているため、総務省は4月1日付で各都道府県知事に、ふるさと納税の返礼品の調達価格を少なくとも寄附額の3割までに抑えることなどを通知しました。

総務省は今後、自治体の返礼品の見直し状況について随時把握していき、その結果の公表も検討しているとのこと。具体的には、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合について、「社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。」としており、今回初めて総務省が返礼品の金額基準を示しました。

➤ ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品

- ・ 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

- ・ 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)
- ・ 価格が高いもの
- ・ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの

➤ 返礼品が一時所得になることを周知

一般にあまり知られていないように見受けられますが、返礼品を受け取った場合の経済的な利益は一時所得となります。それ以外の収入・所得にもよりますが、場合によっては税金がかかる可能性があります。その一時所得となることを返礼品の送付時などに寄付者に対して周知することも盛り込まれています。

Ⅲ. 都税支払サイトが再開

都税クレジットカードお支払サイトが、外部からの不正アクセスを受けて、平成29年3月10日から運用を停止していましたが、4月24日から再開されました。

同サイトからの情報漏えいは、サイトを作成するために使用したソフトウェアの脆弱性を突かれたことが原因とのこと。不正なアクセスによって、平成27年4月から今年3月初旬までにサイトを利用した人のクレジットカード番号、有効期限、メールアドレスの3種類の情報が67万件ほど流出したそうです。

平成29年1月から国税のクレジットカード払いが可能となりましたが、先行して運用されている都税で問題が生じてしまい、安心して利用できるかが懸念されます。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフ近況 ☆

連休に入る前ですが、福井県は小浜市へ、蘇洞門(そとも)めぐりに行ってきました。

遊覧船感覚で船に乗り込みましたが、少し波があった上にそこそこのスピードが出ていましたので、小ぶりのジェットコースターぐらいのスリルを味わえました。

帰りは息子を抱きかかえて展望デッキへあがり、快晴の海と空を満喫しました。

